

その荷物、**持ち出せないかもしれません。**

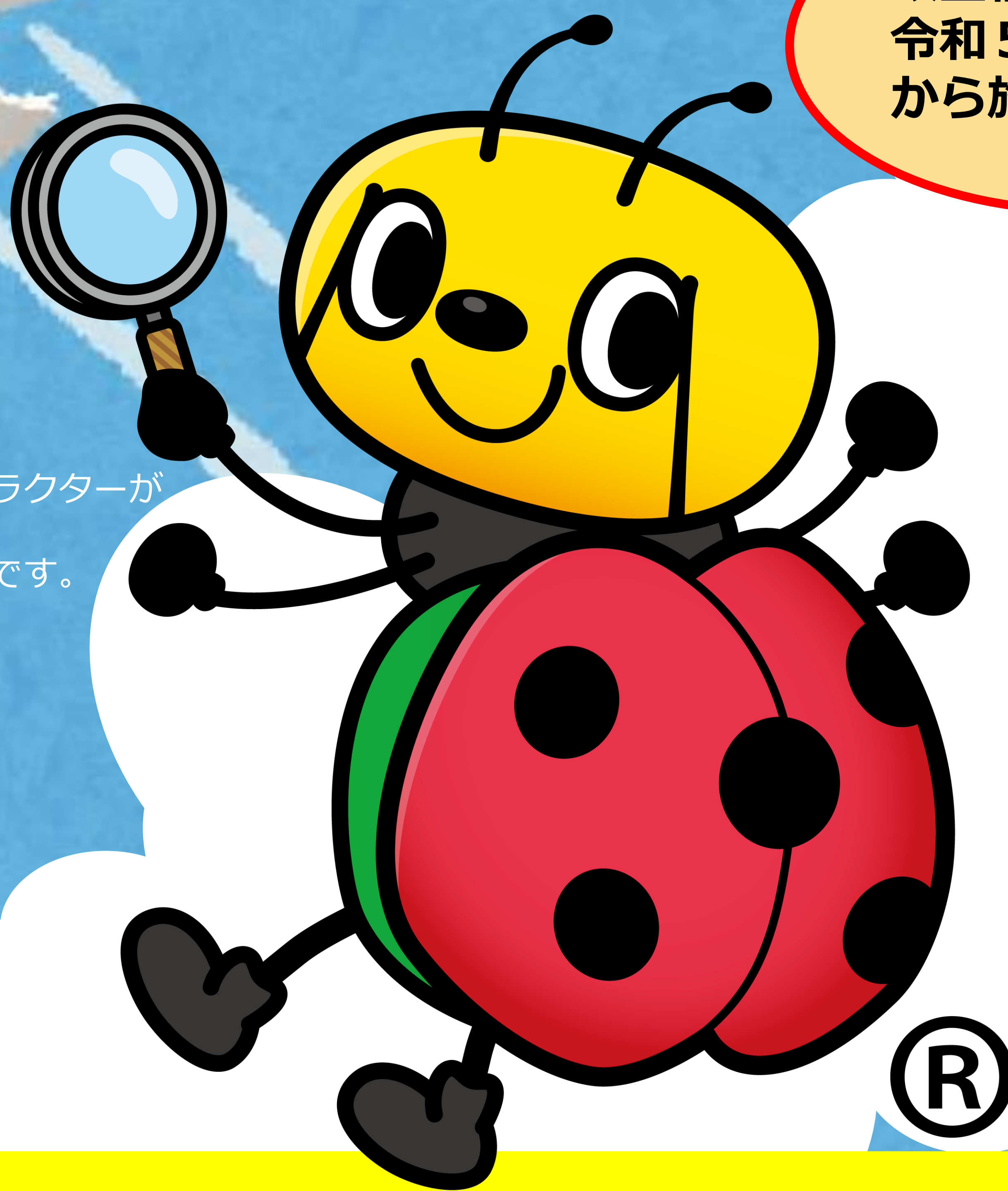
輸出条件早見表はこちら

携行品・郵便物等の検疫条件等のお問合せ
はこちら（輸出 課題解決支援事業事務局 相談窓口へ）



改正植物防疫法が
令和5年4月1日
から施行されます

植物防疫所に公式キャラクターが
誕生しました
名前は「ピーきゅん」です。
よろしくね！



輸出相手国の要求に合わない植物や物品を持ち出した場合、
検査を受けるにあたり不正行為があった場合には、令和5年
4月1日より**3年以下の懲役、または300万円以下の罰金**
が科せられます。

法人の場合は5,000万円以下の罰金が科せられます。

農林水産省 植物防疫所